

令和7年第3回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年9月24日（水）午前10時開議

- 日程第1 議案第40号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
議案第42号 町の区域の変更について
-
- 日程第2 議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）
議案第44号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第45号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について
-
- 日程第4 認定第2号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
-
- 日程第5 請願第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
請願第12号 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願
-
- 日程第6 請願第13号 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願
-
- 日程第7 意見書案第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
-
- 日程第8 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

令和 7 年 9 月 1 1 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 4 1 号	取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 4 3 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）（所管事項）	原 案 可 決
認 定 第 7 号	令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認 定

令和 7 年 9 月 1 2 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 40 号	取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	原 案 可 決
議案第 43 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算(第 4 号)(所管事項)	原 案 可 決
議案第 45 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
議案第 46 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
議案第 47 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
認定第 3 号	令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	認 定
認定第 4 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認 定
認定第 5 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	認 定

令和7年9月16日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

建設経済常任委員会
委員長 海 東 一 弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第42号	町の区域の変更について	原案可決
議案第43号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）	原案可決
議案第44号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第2号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認 定
認定第6号	令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認 定

令和 7 年 9 月 1 9 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

一般会計予算・決算審査特別委員会
委員長 佐 藤 隆 治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認定第 1 号	令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について	認 定

一般会計予算・決算審査特別委員会からの提言内容

○ 提言事項

- 1 創業支援事業と空き店舗活用については、さらなる工夫を図ること。
- 2 地籍調査事業については、関係機関との連携を深め、進捗率向上を図ること。
- 3 部活動の地域移行については、指導員の選定において学校間の格差が生じないように努めること。
- 4 防犯ステーションの運営については、犯罪情勢や地域とのバランスを総合的に判断し、機能の充実を図ること。
- 5 コミュニティ・スクール事業については、適切な人数と多様な人材の確保に努めること。

令和 7 年 9 月 1 1 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

請願審査報告書

本委員会は、令和7年9月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件 名	審査結果	措 置
請願第 1 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出

令和7年9月12日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

請願審査報告書

本委員会は、令和7年9月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第13号	小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願	一部採択 請願事項1は趣旨採択 請願事項2は趣旨採択 請願事項3は趣旨採択 請願事項4は採択	請願事項4のみ 執行機関に送付 し、その処理経過 及び結果の報告 を請求

令和7年9月16日

取手市議会議員
山野井 隆 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

請願審査報告書

本委員会は、令和7年9月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第12号	旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願	採 択	執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求

意見書案第5号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年9月24日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今年の通常国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善を図るとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出され、可決・成立しました。改正法では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備が図られるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

令和7年9月16日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和7年度第1回市民との意見交換会における意見・要望
- 2 調査の経過 令和7年6月18日、8月27日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和7年5月10日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	<p>市民との意見交換会の参加者数について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加市民が少ない。市民の意識、議員の意識が低いと思う。 ・近年は、市民に限らず県政、国政ばかり政治に興味がない人が多すぎる。 <p>意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望への回答を拝見すると注視、検討という言葉が多すぎる。この回答を見ていると意見を出した甲斐がないと思ってしまう。 ・もう少し、意見要望の解決に尽力してほしい。 	<p>市民との意見交換会は、従来は議会棟のみでの開催でしたが、令和2年度からはzoomを使ったオンラインによる意見交換会の併用、さらに令和5年度からは公民館を利用した複数の会場での開催など、利便性を向上することにより参加者の増加に努めてまいりました。また、ご指摘いただいた政治に興味のない人が多すぎるという点についても、中学校への出前授業や中学生議会といった中学生と議員との協働事業等を継続的に実施することにより、若い世代を中心に市政や市議会に興味を持っていただけるような取り組みを実施しております。今後はそれらの取組をより強化し、意見交換会の参加者を増やせるよう努めてまいります。</p> <p>意見交換会で皆様から頂いたご意見・ご要望への回答については、各委員会を開催し、市の担当部署へのヒアリングなどの調査を行ったうえでの回答となります。議会としては、皆様から頂いたご意見・ご要望をしっかりと市の担当部署へ伝えることにより解決につながるよう努めておりますので、今後ともご参加お願いいたします。</p>
2	<p>議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会に傍聴に行くが市長が答弁しないのが腑に落ちない。 	<p>今後は議員からも、市長に対し答弁を求めるなど取り組んでまいります。</p>
3	<p>今回、一般会計予算・決算審査特別委員会を見たが、事業内容を聞いて、即わかりましたで終わっていた。事前に調べて会議に臨んでいない議員が多すぎるように感じた。調査不足では的確な質疑が出来ないのではないかとこれらをどう考えているか？</p>	<p>一般会計予算・決算審査特別委員会では、3月定例会での予算審査の委員会後委員会を開催し、質疑も含め3日間の委員会の取組について、振り返りと反省を行い、委員からは様々な反省点や改善点が挙げられました。その結果、9月に行われる決算審査の委員会においては、質疑項目の事前調査の徹底と、質疑理由を明確にしたうえで質疑に臨むことが委員間であらためて確認され、それに併せて質疑通告書の様式変更も行いました。これらの取組により、より良い質疑、委員会運営ができるよう努めてまいります。</p>

4	政治について ・若者が政治に興味を持っていない。 ・若者が政治に興味を持ちたくなる工夫をしてほしい。	市議会では、中学生との協働事業を毎年実施するなど若い世代に対して、市議会や市政に興味を持ってもらえるような取組を行っています。さらに今年度は小学校に議員が訪問し、市の将来について一緒に考える授業を行っています。今後もこのような活動を通して、若い世代に政治に興味を持ってもらえるような取組を継続してまいります。
---	--	--

令和7年9月16日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和7年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年6月13日、7月30日、9月11日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和7年5月10日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	登校班が乱れている、危険。しっかり指導してほしい。	<p>お寄せいただいたご意見につきましては、子どもたちの安全確保に関わる重要な課題であると認識しております。教育委員会としても、各学校からの報告や、地域の皆様のご意見を通して、一部の学校において登校班の規律維持に課題があることを認識しております。登校班について課題がある場合には、教育委員会でも現場を確認するなどして、各学校に対応を依頼しております。</p> <p>具体的には、広がって歩いていけば一列で歩きましょうと指導しながら、教員が一緒について見守りを行っております。このような問題はなかなか直らないことも認識しておりますので、繰り返し指導を継続してまいります。今後も、広がって歩道を歩かないことや交差点では安全確認を行うなどの正しい交通ルールの徹底について、各学校に対して児童への安全教育を継続的・計画的に実施するように指導してまいります。</p> <p>議会としても、児童生徒の登下校の交通安全対策を徹底するように、教育委員会を通して各学校に要請してまいります。</p>
2	現状の市役所窓口開設時間では、県外通勤者には利用しづらい。	<p>現在、市役所の業務時間にお越しただけでない方には、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機から住民票の写しと印鑑登録証明書をマイナンバーカードを使用することで6時30分から23時まで取得することが可能です。</p> <p>また、戸籍全部事項証明書や住民票の写しは広域交付を行っておりますので、住所地に限らず、どこの自治体でも取得が可能です。戸籍届出に関しては取手庁舎と藤代庁舎で365日、24時間の受付をしております。さらに、マイナンバーカードを利用して転出届のオンライン申請もしておりますので、転出のために窓口に来庁することなく、転入先の自治体窓口へ来庁するだけで完了します。</p> <p>また、令和7年6月定例会においてオンライン市役所の開設・運用に係る予算を議決しましたので、年度内に運用を開始できるよう準備を進めています。</p> <p>現在想定しているシステムは、市公式LINEの機能を拡充し、LINEアプリから様々な行政手続き（住民票など各種証明書の交付申請・支払、公民館の利用予約・支払、各種イベントの案内・募集・申込など）を可能とするものです。また、公民館でもオンライン市役所をご利用いただけるよう、インターネット回線等の整備を進めてまいりますので、デジタル技術に不慣れな方にもお近くの公民館で市の窓口機能の一部がご利用いただけるようになります。</p> <p>いつでもどこでも利用できるオンライン市役所上で完結できる手続きを充実させることにより、時間や場所にとらわれない行政サービスの拡充を議会としても注視しております。</p>

3	<p>町会の集会所が老朽化している。学校跡地の教室が空いている。集会所として利用できないか。</p>	<p>【集会所の老朽化について】 老朽化した集会所の整備に関しては、取手市地域集会所建設等補助金を活用することが可能です。この補助金は、自治会・町内会が自主的に設置する地域の集会所について、市が建設、維持及び整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、地域におけるコミュニティの振興を図ることを目的としたものです。また、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために、一般社団法人自治総合センターが実施しているコミュニティセンター助成事業もございます。それぞれの事業については、一定の条件や上限額があるため、ご利用の際は、市民協働課までご相談ください。</p> <p>【学校跡地の空き教室の集会所としての利用可否について】 現在、市内にある学校跡地のうち、利活用の方向性が定まっていない学校跡地は、旧戸頭西小学校と旧小文間小学校となりますが、そのうち、旧小文間小学校については、地域住民との意見交換により、利活用の方向性が定まりつつあり、近い将来、整備を行う予定でいるため、空き教室をお貸しすることはできません。 旧戸頭西小学校については、現時点で利活用の方向性は定まっていないものの、南側校舎を教育総合支援センターとして、北側校舎を介護予防拠点施設（げんきサロン）や行政文書保管庫として利用しています。こうした利用用途の性質上、校舎内に不特定多数の方々が入り出すような状況は望ましくないため、現在、空き教室のご利用は難しい状況でございます。</p>
4	<p>取手市が今後税収アップに繋がる施策はあるのか？</p>	<p>【歳入増加の取組】 厳密には税収ではありませんが、取手市では、ふるさと納税（ふるさと取手応援寄附金）の推進に取り組んでおり、令和6年度には全国から19億円を超える寄附をいただくことができました。それ以外にも、未利用の市有地の売却や、施設の名称に愛称を付与する代わりに企業等から対価をいただく「ネーミングライツ事業」、不要となった物品や車両などを公売にかける「官公庁オークション」など、幅広く税外収入の確保を推進しております。引き続き、様々な手法を検討し、歳入の確保に取り組んでまいります。</p> <p>【市内産業活性化による税収増加の取組】 市では、市内産業やまちの活性化が図れるよう創業支援や商工会等と連携した事業者の支援に取り組んでおります。併せて、空き店舗となった物件を活用して事業活動を行う事業者に補助金を交付し、空き店舗の有効活用及びまちのにぎわいの創造に努めています。市内産業の活性化を図ることで、税収の増につなげていきたいと考えています。</p> <p>【移住定住施策による個人市民税及び開発による固定資産税収増加の取組】 税収アップの取組としてはいくつかのアプローチが考えられ、その一つとして現在市が取り組んでいるまちの活性化施</p>

		<p>策があげられます。まず、桑原地区における新市街地創出事業においては、新たな雇用を創出するとともに、関係人口・交流人口の増加、将来的には定住人口の増加にも寄与するものです。この開発に伴う用地の市街化編入による固定資産税の増収も含めて、増収増につなげる計画であると考えられます。また、取手駅西口A街区における再開発事業についても、現役世代等の移住を進めていくことで、個人市民税の増収につなげていく考えです。</p> <p>これらの取組と現在社会増減として好調に推移している移住定住施策を積極的に展開することにより、市の活性化はもとより増収アップにつなげていきたいと考えております</p> <p>今後取手市の増収アップにつなげるよう、議会としても政策提言をまいります。</p>
5	<p>市内でも危険が増しているように思うが、子どもたちや市民に対しての防犯対策をどう考えているか？</p>	<p>近年、刑法犯認知件数が増加傾向にあり、市民の皆様が不安を感じる状況が続いている中で、市としましては、「とりで未来創造プラン2024」の重点施策であります、「安全・安心な生活が送れるまちづくり」を実現するために、自助・共助・公助それぞれが適切に機能する、地域ぐるみの防犯対策の構築が重要であると考えております。</p> <p>自助としましては、市民一人一人が防犯意識を高め、戸締まりの徹底や不審者への警戒、子どもたちへの防犯教育など、日常生活の中で自らの安全を守る行動をとっていただくことが不可欠であると考えております。共助としましては、地域住民同士が協力し合い、地域全体で防犯に取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>これらの自助・共助が円滑に行われるよう、市における公助として、茨城県警察と連携して不審者情報や犯罪情報をホームページやSNS等において情報発信をしているほか、ドライブレコーダー見守り事業、防犯ステーションを拠点とした子どもの見守り活動や青色防犯パトロール、街頭防犯カメラの設置など各種施策を推進しております。</p> <p>具体的には、ドライブレコーダー見守り事業は、市はドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」として活用する事業に取り組んでおり、47台登録いただいております。また、現在公用車150台あるうち、特殊車両を除き139台にドライブレコーダーを設置しております。</p> <p>防犯ステーションは取手地区1箇所、藤代地区1箇所、計2箇所ございます。</p> <p>街頭防犯カメラ設置台数は、現在市内47箇所、計108台となっております。</p> <p>また、地域における防犯活動の促進を図るため、取手地区防犯協会長と取手警察署長連名で委嘱している防犯連絡員と連携した啓発活動や、自主防犯団体への防犯用品購入補助等を実施しております。8月には防犯連絡員協議会において、防犯に対する市の取組や協働について意見交換会を実施いたしました。引き続き、関係団体と連携を図りながら、犯罪の未然防止に向けた各種施策を進めてまいります。</p>

令和7年9月16日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和7年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年6月16日、7月31日、9月12日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和7年5月10日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>様々な理由で病院に通院、入院できない人がいるという現状を知ってほしい。精神障がい者支援の拡充をお願いしたい。</p>	<p>福祉厚生常任委員会から執行部に対して説明を求めたところ、以下のような説明がありました。議会としても、当事者の皆様が置かれている状況をしっかりと把握し、精神障がい者の支援のさらなる拡充を求めていきたいと考えております。</p> <p>【執行部の説明】</p> <p>精神障がい者の通院、入院については、保護者等を含む当事者の病識の違いや金銭、病院への移動手段の調整がつかない等、単身では通院できず、同行者を必要とするが、同行できる方がいないなどの理由から受診を控えるまたは受診できないケースを確認しています。</p> <p>また、受診が必要と思われる方に行政が様々な方向から親族や本人にアプローチして受診を促しても様々な理由から受診されないケースもございます。このようなケースに対しては、必要なサービスを紹介しながら、継続して受診を促しているところです。</p> <p>初めて受診につながるケースとしては、民生委員・児童委員や障害福祉サービス事業所など地域からの相談により受診につながるケースや保健センター、保健所、警察署などの関係機関からの情報共有で受診につながるケースもあります。</p> <p>市として、引き続き、関係機関と連携して丁寧な対応に努めていきます。支援の充実については、今後も障がい者やその家族、関係者が相談しやすい環境を整えていきたいと考えており、基幹相談支援センターの周知についても努めていきます。</p>
2	<p>精神疾患の方のサポートを市の責任でしっかりやってほしい。本人のためにも、近隣住民のためにも。</p>	<p>議会としても、地域にお住まいの全ての方々が暮らしやすい環境を整備できるよう、邁進してまいります。</p> <p>【執行部の説明】</p> <p>障がい者支援については、相談、訪問、各種手当の支給などの直接的支援と障害福祉サービスの給付などの間接的支援で障がい者の生活を行政がサポートすることで、障がいの有無に関係なく、地域で自分らしく生活できる環境を目指しております。</p> <p>また、地域共生社会を実現するために障がいのない人の「障がいについての理解」は、大変重要と考えており、「あいサポート運動」の推進を通して障がい理解についても進めていきたいと考えております。</p>

3	<p>精神障がいの方のマル福制度の充実をお願いしたい。</p>	<p>議会としても、マル福制度の拡充について必要に応じて、市や県に働きかけてまいります。</p> <p>【執行部の説明】 現在の茨城県の基準として、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方と、精神2級を所持していて他の障がい重複している一部の方が、マル福の対象となっています。 精神障がいの方の受給要件拡充については、身体障がいや知的障がいとの公平性など、様々な要件があることから、県下統一したマル福制度において行うべきと考えております。</p>
4	<p>マル福と精神障がい者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マル福は、精神障がい者1級までしか現状県が認めていない。 ・マル福を精神障がい者2級まで拡大するよう県に要望している。 ・A型就労支援に通えている障がい者は何とか生活できる。 ・精神障がい者なのに親が世間体を気にして子に障害者手帳を持たせないというケースが横行している。 ・この問題は、公明党をはじめとする何名かの議員には細かく説明した。 ・精神障がい者の就労の場やグループホームを増やしてほしい。 <p>※級ごとにも様々取り決めがあるようなので現状の詳細を確認したほうがよい。</p>	<p>マル福の拡充について、精神1級のみは厳しすぎるという考え方、精神障がいのみ緩和すると他のマル福対象でない方に公平ではないという考え方、どちらも認識しております。議会として、これからも調査研究を進め、必要があれば、市や県に働きかけていきたいと考えております。</p> <p>【執行部の説明】 ＜マル福の拡充＞ 令和6年4月より、精神障害者保健福祉手帳2級を所持する一部の方が、茨城県のマル福の対象となりました。精神2級のみは、茨城県において重度障がいとは位置づけていません。茨城県は、身体障がいや知的障がいとの公平性の観点から、精神2級を所持する方全員をマル福に該当させることは、現時点では考えていないとのこと。精神2級を所持する方全員をマル福に、という市民の皆様のご要望は、機会を捉えて、取手市からも茨城県の担当課などに伝えているところです。</p> <p>＜A型就労支援＞ 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、居住、医療、就労などの課題があります。ご意見にありますとおりA型就労支援を利用することで就労によって一定の収入を得ることができます。しかし、障がい者一人一人の生活環境や心身の状態が異なるため、一概に就労支援を利用できている障がい者は生活が安定しているとは言えないところです。</p> <p>一人一人の生活環境、身体の状態に合わせて居住、医療、就労などの必要な支援を組み合わせ引き続きサポートしてまいります。</p> <p>＜親が世間体を＞ ご意見にあります事案については、時折、確認しております。 この事案については、家族が世間体を気にする要因の一つとして、生活する地域や周囲の方が障がいについての理解が十分でないことや家族も障がいについての理解や認識が十分でないことが要因</p>

		<p>と考えております。</p> <p>また、「親の私が元気なうちは、私が子どもの面倒を見ます。」という考えだけではなく、子どもの将来を考え、子どもの頃から利用できるサービスを活用しながら成長に合わせて生活設計を考えるなど、その時々子どものためにできる必要なことは何かを考える意識の転換も必要と考えます。</p> <p>これも障がいは特別なものではないという理解、認識があれば、考え方の転換も難しいものではなくとなると考えております。</p> <p>これら障がい理解においては、行政や障がい者支援団体および地域が「それぞれの持ち場で」あるいは、「協働」で障がい理解を進めていく必要があると考えております。</p> <p><就労の場・グループホームの充実></p> <p>グループホームの開設状況については、取手市内においても近年、増加傾向にあります。 (令和4年度：8施設 令和6年度：15施設)</p> <p>新規施設が開設されている状況ではありますが、すぐに定員が埋まってしまう状況があります。このため、相談事業所、利用者から施設数が不足しているという意見について時折ですが、確認しております。</p> <p>グループホームの形態は、戸建ての住宅タイプの施設やアパートタイプの施設などがある中で、以前より施設の選択肢が増えたことで利用者からは、グループホームで提供するサービスの質の向上に関する意見が増えている状況があります。</p> <p>当該事業所の開設認可の権限は、茨城県にありますので、市が受けた開設相談等においては、茨城県と情報を共有して円滑に進めてまいります。</p> <p>就労の場については、受入れ企業の数、仕事の質、就労環境、給与の額など様々な課題があることは認識しているところです。</p> <p>令和7年6月25日茨城県労働局の発表では、茨城県内のハローワークを通じた令和6年度の障がい者の就職件数が前年度に比べ3.7%増の2,624件となり昭和45年の統計開始以降の最多を更新したとの発表がありました。この動きは、障害者雇用促進法の法定雇用率が令和6年4月に2.5%、令和8年には2.7%に上昇することを受けての動きと考えており、コロナ禍以降、一気に就職件数が増加したものでなく、毎年徐々に増加によって更新している状況です。 (就職件数前年比：精神障がい8.1%増で1,543件 身体障がい7.2%減で514件 知的障がい1.4%減で487件 難病等34.2%増で98件)</p> <p>取手市では令和7年2月に取手市自立支援協議会の「就労応援部会」での取組の一つとして取手市</p>
--	--	--

		<p>商工会の協力をいただき、障がい者就労についてご理解のある市内企業3社において障がい者の職場見学会を開催し、企業側の障がい者の受入れについて準備体制についても課題があることが確認されました。</p> <p>今後は、障がい者の就職へのハードルを下げるために、様々な就労支援の内容をまとめたパンフレット等を作成し、就労支援サービスを利用しやすいものにしていきます。また、就労の場を広げるために医療機関や店舗等に作成したパンフレットの配布を検討しております。</p> <p>課題：就労の継続が難しい状況もあり、相談等では、離職者の数も一定数ある事を確認しております。 (継続支援の必要)</p>
5	<p>国保税について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保財政調整基金が41億円になるとのことだが取扱いが不明。 ・詳細が市民に見えない。 ・国保税が高すぎる。 	<p>現在、執行部と関係機関が連携して、国保財政調整基金のさらなる利活用について検討しているとのこと。議会としても、引き続き国保財政調整基金の利活用について注視してまいります。</p> <p>【執行部の説明】</p> <p>取手市国保財政調整基金は、国民健康保険事業費納付金の納付を円滑に行うため、及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するために設置されております。毎年度、基金として積み立てる額は決算剰余金の100分の10以上としており、上位法の地方財政法の規定において、剰余金の2分の1以上を積み立てるとされていることを踏まえ、これまで積立てを実施しております。今後も、独自減免の継続や保健事業の充実を図り、茨城県内保険税統一化となるまで、維持していくための大切な基金となりますので、議会と情報を共有し、取扱いについて協議してまいります。</p> <p>詳細が市民の方に見えないというご意見を真摯に受け止め、国民健康保険税について、今後の保険税統一化に向けた取組など、ホームページ等で公表してまいります。</p> <p>取手市の国民健康保険税は、茨城県内で最も低い税額となっております。茨城県が示している市町村標準保険料率によりますと、現在の取手市の税率より所得割が0.28%増、均等割額が約2万7,000円増となっております。県内保険税率統一となった際には、取手市の保険税率は今よりも上昇することが想定されますので、保険税統一までの間は、基金を活用し、現在の県内で一番低い税額を保てるよう、毎年度の国民健康保険の財政状況や、茨城県の動きなどを注視しながら、業務を進めてまいります。</p>

令和7年9月16日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

建設経済常任委員会

委員長 海 東 一 弘

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和7年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年6月17日、7月30日、9月16日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和7年5月10日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>西口開発について</p> <p>1 西口開発は、ストップしているのか。</p> <p>なぜ地権者は減ったのか。</p> <p>2 西口開発はどうなっているのか。もっと市民の意見を取り入れるべきでは。</p> <p>3 市民への説明が不足している。</p> <p>4 再開発より再利用はどうか。</p> <p>5 リボンビル、アトレに空き階や空き店舗が目立つ。どうかにかしてほしい。</p>	<p>1 西口A街区において、再開発準備組合が実現化に向けて作業を進めている市街地再開発事業につきましては、現在、市において、都市計画決定手続を停止している状態となっております。</p> <p>停止の理由は、準備組合から市に対して、これまで進めてきた都市計画決定手続の停止の依頼がなされたためです。これは、都市計画法上、再開発事業の施行予定区域が変更されれば、都市計画決定手続を再度やり直さなければならないと定められているためです。準備組合としては、変更後の施行予定区域において、再開発事業を実現化したい意向を強く持っており、市としても再開発事業の実施によって、駅前のにぎわい創出や活性化につながる効果が期待可能であることから、準備組合において、変更後の施行予定区域における事業計画案がまとまりましたら、都市計画決定手続を再度進めていく予定です。</p> <p>また、一部地権者におきましては、ご自分の土地をご自身で利用したいと再開発事業への不参加の意向を示し、準備組合を退会され今日に至ったためであると市から説明がありました。</p> <p>いかなる理由から、自分の土地をご自身で利用したい意向となったのかといった点までは詳細には把握しておりませんが、共同化を図るよりも個別利用をした方がよいという判断に至ったのではないかと推測しております。</p> <p>2及び3 「1」で述べたとおり、市街地再開発事業につきましては、施行予定区域の変更により、現在、都市計画決定手続を停止している状態となっておりますが、準備組合において、変更後の施行予定区域における事業計画案がまとまりましたら、都市計画決定手続を再度進めていく予定です。</p> <p>また、「市民への説明が不足している。」、「もっと市民の意見を取り入れるべきでは」というご意見ですが、再開発事業につきましては、地権者が主体となって準備組合を結成し、実現化に向けた準備作業を自主的に進めているものです。</p> <p>組合施行の再開発事業は、あくまで地権者自身の有効な土地利用を促進したいという意向</p>

		<p>によって地権者自らが進めていく性質のもので、この点をご理解をお願いいたします。ただ大事なことは、再開発事業の中に公共施設導入という観点から見れば、市としての考えを市民に示していく必要はあると考えます。さらに、図書館を核とする複合的な公共施設を整備する方針を打ち出しているからには、都市整備部だけでなく、図書館関係者（教育委員会）との協議は不可欠です。</p> <p>市として、複合公共施設の検討状況について、現在は、基本構想の変更案の作成作業を進めており、基本構想の変更案がまとまりましたら、再度、パブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>基本構想の次のステップとなる基本計画の策定プロセスにおきましては、さらに、広く市民の皆さんの意見を聴取し、計画内容に反映させる必要があります。そのための具体的な手法につきましては、例えば、市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などが検討課題です。</p> <p>このように、再開発事業及び複合公共施設の整備に当たりましては、市の広報やホームページへの掲載に加えて、住民説明会の実施などにより、市民の皆さんに丁寧に説明を行った上で、広く市民意見を聴取しながら進めて行くことを市に求めてまいります。再開発事業を施行するためには、市において、都市計画決定を行う必要があり、現在停止している都市計画決定手続をやり直す際には、再度、住民説明会などを行い、丁寧に説明することを求めてまいります。</p> <p>4 市は、新規に整備を計画している公共施設は、広い閲覧・学習スペースやカフェなども備えた、図書館機能を中心とした複合的な施設を想定しており、吹き抜けなどを設けたゆとりのある魅力ある空間づくりを目指し進めるとしてあります。</p> <p>こうした現代的な公共施設を新規に整備するためには、空間デザインや設備、諸室の配置、動線などの多くの点を、再開発ビル全体の設計段階から一体的に考慮し、調整して進めていくことが必要です。</p> <p>このような理由から、市は、複合公共施設につきましては、既存の大型商業施設の空きフロアに整備するのではなく、新たに建築する再開発ビル内に整備することを考えていることですが、今ある空きフロア活用も財政的観点からも大事なご意見だと思っておりますのでありがとうございます。</p>
--	--	--

		<p>5 市の考えは、民間の大型商業施設の空きフロアの活用策は、商業コンサルを使った活用策の検討や積極的なテナントリーシングの実施など、基本的には民間事業者において検討を行うべき事項であると考えていますが、駅周辺地区の活性化を実現するためには、A街区の再開発ビルだけでなく、既存の商業施設を含めた駅周辺地区全体の魅力向上が必要不可欠であり、駅周辺地区全体が活性化し、来街者数が増加すれば、既存の商業施設にも様々なプラス効果が波及することが期待可能であると考えているとのことです。</p> <p>こうした観点から、今後は、既存の商業施設も含めた駅周辺地区全体の活性化を官民連携し、多様な主体が関わって検討していく仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えております。</p>
2	<p>取手駅、藤代駅周辺について</p> <p>1 取手駅、藤代駅周辺は駐車場が多すぎて殺風景。寂しい。</p>	<p>1 これまで、駅前地区の回遊性及び利便性の向上を図るため、区画整理事業の都市基盤整備が行われてきたが、最終的な土地利用は地権者様が個々に熟慮を重ねてご判断された結果と考えているとのことです。</p> <p>一方で、取手駅西口A街区においては、再開発事業の計画が検討されており今後、具体的な建物計画が明確になっていきます。そのような背景から、取手駅周辺の地権者の皆様の中には再開発の進捗動向を見てから、ご自身の最終的な土地利用をご判断する意向があると推測しているとのことです。</p> <p>将来的にA街区の再開発事業が完成し、市内外から多くの方々が取手駅周辺を訪れ、ご利用していただくことで、駅周辺に限らず市内広範囲において、多様な土地利用が改めて検討される契機となることを期待していただきたいとのことです。</p> <p>次に、藤代駅周辺地域は、都市計画マスタープランや立地適正化計画において地域の拠点として位置付けられております。しかし、市としては現状の藤代駅周辺には駐車場が多く土地の有効活用が課題であり、今後は道路ネットワークや歩行空間の整備による駅の拠点性強化を進める必要があると認識しているとのことです。</p> <p>こうしたことから現在、市では市内の都市計画道路の見直しを進めており、特に藤代駅北口地区における未整備の都市計画道路や駅前交通広場については社会情勢の変化を踏まえた再検討が必要であるという考えを示されています。</p> <p>今後の取組予定としては、地元説明会などを通じて地域の皆様から直接ご意見を伺いながら地域の課題や将来像を共有し、にぎわいのある駅周辺地域の実現に向けて、道路計画や必要な機能の配置について議会も注視し、検討課題として取り組んでまいります。</p>

<p>3</p>	<p>桑原開発について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 桑原地区で予定されている大規模商業施設の進捗は。 2 国道6号の渋滞対策は。 	<p>(仮称)桑原地区土地区画整理事業は、地元地権者で構成される土地区画整理準備組合、事業協力者であるイオンモール株式会社・イオンタウン株式会社共同事業体、取手市の三者協働により、早期事業化を目指しているところです。</p> <p>現在の進捗状況としては、土地区画整理準備組合を中心に事業計画案の精査をしているところです。事業計画案の精査の中では、昨今の建設工事費単価の高騰を資金計画に反映しており、本組合設立後の円滑な事業推進策を検討しております。</p> <p>なお、商業施設の開業時期につきましては、企業の事業活動に関する内容であるため、将来的に商業事業者から情報が入り次第、市民の皆様にもお知らせしていきたいと考えております。</p> <p>また、国道6号をはじめとする渋滞対策についてですが、事業協力者の意見を確認しながら、道路構造令等の各種基準に基づき設計し、交通管理者や、道路管理者と協議を進めてまいりました。</p> <p>道路計画の考え方としては、将来の交通量の増加を推計し、交通処理が円滑に行われるよう、右折レーンの延長や、左折フリーレーンの設置等を行い、既存道路に過度な負荷をかけることのないよう計画しており、茨城県警察本部との交差点協議や、常陸河川国道事務所等との計画協議を終了しております。</p> <p>引き続き、開発計画の早期実現による市民生活の向上を目指すとともに、道路の円滑な交通を確保できるよう検討を進めてまいりますとの報告がありました。</p>
----------	---	---

<p>4</p>	<p>ごみ問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ問題は一人一人が意識することが重要では。 2 ごみ置場の設置条例が必要では。 3 ごみモニターの結果をホームページに記載するだけでなく、誰の目にも止まるよう広報とりで等で周知するべきではないか。そして、その結果をどう生かすのかが伝わらない。 4 不燃ごみの出し方が変更になったが、分別方法や出し方がしっかり周知されていない。 5 不燃ごみの出し方を単純化して、プラスチックのごみの出し方を周知した方が分かりやすい。 6 ごみの出し方について見直し検討をする段階にきているのではないか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ問題の解決には、一人一人の意識向上が非常に重要な要素であることは間違いございません。 ごみ問題の一つとして、経済活動や生活様式の変化により、一人一人が排出する廃棄物量の増加があります。特に、使い捨てや過剰包装などによるプラスチックごみの増加は、地球規模の大きな課題となっています。 そのため、市ではごみ排出抑制や4R（リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））を推進するための啓発活動を行い、住民一人一人の意識向上を促す必要があると考えておりますので、議会としても、ごみ問題解決のため、制度整備や啓発活動など住民一人一人の意識向上につながるよう努めてまいります。 2 市では、ごみ置場について取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び規則において、一定規模以上の集合住宅等に設置するよう規定しています。 しかしながら、ごみ置場についての管理運営に関する規定は定めておりません。 不適切なごみ出しや散乱防止、衛生面の確保など、ごみ置場には多くの課題があるため、管理内容を条例に盛り込むことについて、先進自治体の状況を参考に取り組んでまいります。 3 家庭ごみ排出量実態調査は、常総環境センターの戸稼働率が90%を超え、焼却処理が逼迫していること、また取手市のごみ搬入量が構成4市の中で40%を超えていることから、今後のごみ減量、リサイクル率向上の施策を実施するための基礎資料とすることを目的として実施いたしました。 今後の予定につきましては、令和7年度に改定する取手市一般廃棄物処理基本計画に調査結果を反映し、ごみ減量化等の課題解決に向けた具体的な内容について計画改定後に周知していくということなので、議会としてもその状況を確認してまいります。 4 令和7年4月より毎週金曜日の不燃ごみのうち、第4週を金属類・割物として不燃ごみの出し方が変更されました。 この内容については市HPや広報紙で周知を行い、また、令和7年3月には、ごみカレン
----------	---	---

		<p>ダーと一緒に案内チラシを全戸配布したところですが、今後も継続して広報紙やSNSを活用して周知を図ってまいります。議会としてもごみカレンダーの再配布を市へ要望し、令和7年8月より再配布されております。</p> <p>5 現在、取手市を含む4市が常総環境センターへごみを搬入しております。そのうち、プラスチック製容器包装を含む12品目を資源物として分別回収しております。（あき缶、ペットボトル、ビン、小型家電等）</p> <p>ごみを燃やした後の残渣は、最終処分場で埋立処理となりますが、全国的に処理場は逼迫しているため、プラスチック製容器包装等の資源ごみの再利用促進と焼却ごみの減量が求められています。</p> <p>そのため、ご指摘のようにプラスチックごみの出し方を含む、資源ごみの分別について更に周知を図っていけるよう努めてまいります。</p> <p>6 令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）が施行されています。</p> <p>こうした状況の変化に加え、リチウムイオンバッテリーの回収など、ごみの出し方については様々な課題があります。そのため、今後、ごみの分別や回収等の見直しについては、ごみの搬入先である常総環境センターと取手市を含む構成4市の組合議会で検討を進めていく予定です。</p>
--	--	---

5	<p>歩道について</p> <p>1 自転車を通ることができる歩道に自転車通行可の標識や道路上の線などがない。自転車の厳罰化がされるのでしっかり区別や標識をつけてほしい。</p>	<p>1 自転車を通ることができる歩道については、大きく自転車歩行者道と自転車歩行者専用道路に分けられています。</p> <p>自転車歩行者道（自歩道）については、道路構造令に明記されており、「自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるもの」とし、「自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするもの」とされています。</p> <p>市内においては、常総ふれあい道路の歩道の一部が該当しており、歩道内に通行区分線や文字標記による通行区分などを標示しています。</p> <p>また、自転車歩行者専用道路については、自転車及び歩行者の交通のために設けられる独立した道路をいい、道路法により「もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する」として指定されたものを指し、一般には「サイクリングロード」と呼ばれています。</p> <p>なお、所轄警察署にて「普通自転車歩道通行可」の標識が設置されている歩道では、普通自転車の通行が許可されています。</p> <p>こちらの歩道は自転車の通行区分の標示はありませんが、原則として歩道の車道側を通行することとし、歩行者優先として、走行する際も徐行して通行することが原則となっています。</p> <p>ご指摘のありました、「自転車を通ることができる歩道に自転車通行可の標識や道路上の線などがない。」件に関しましては、所轄警察署と現在の歩道幅員や現状を確認して、自転車歩行者道として歩道内の区分が可能であるか協議を実施し、今後の対応を検討します。</p>
6	<p>西口開発について</p> <p>1 進捗や市からの発表は議会も承知しているのか。</p> <p>2 3月議会の答弁を聞いていると、地権者に責任があるというニュアンスに聞こえた。議会ではどう捉えているのか。</p>	<p>1 執行機関より報告説明等が都度あり、議会のほうも承知しています。</p> <p>2 執行機関からの答弁や説明等につきまして、まずはその内容を受け、把握することに努めます。その後において、捉え方・考え方の相違や疑義等の精査などのため、議会側より質疑等を行うなど、その内容の正確性、確実性についての確認などに努めております。</p>

令和7年9月16日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名

所管事務調査「都市整備部の所管に関する事項」(駅前のにぎわい創出について)

2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和6年 3月12日	土浦市に視察を行うことを決定
4月26日	土浦市への行政視察を実施
令和7年 3月10日	閉会中の委員派遣要求を決定(兵庫県明石市・新潟県長岡市・埼玉県さいたま市大宮区・群馬県太田市)
4月16日	兵庫県明石市への委員派遣を実施
5月7日	新潟県長岡市への委員派遣を実施
5月8日	埼玉県さいたま市大宮区への委員派遣を実施
5月21日	群馬県太田市への委員派遣を実施
6月17日	委員派遣の実施結果を委員間で共有
7月30日	委員会において委員間討議を行った上で、執行機関への提言事項を決定

3 中間報告

別紙のとおり提言することに決定しました。

駅前のにぎわい創出に向けた提言書

建設経済常任委員会では、取手駅西口に図書館機能を核とした複合公共施設整備を行う方針の決定が公表されたことを契機に、その基本理念である取手駅前にぎわい創出に向けた調査研究のため、委員を各地へ派遣しました。

令和6年4月に土浦市（アルカス土浦）、令和7年4月に兵庫県明石市（パピオスあかし・あかし市民図書館）、同年5月に新潟県長岡市（アオーレ長岡・ミライエ長岡）、埼玉県さいたま市大宮区（大宮駅周辺施設）、群馬県太田市（太田市美術館・図書館）にオンラインも活用しながら、効果的かつ効率的に先進地視察を行いました。

本市は、複合公共施設の整備方針に取手駅周辺のにぎわい創出効果を波及させ、まちのさらなる活性化を図ることを掲げており、そのにぎわい創出の中心になるのが図書館機能を核とした複合公共施設であると言えます。

これらの調査結果や社会環境等を勘案し、当委員会として、本市における取手駅前にぎわい創出に向けた検討、取組や施策等について、執行機関へ現状調査を行い、委員間で討議を重ねた結果、複合公共施設について、下記の事項を提言します。

記

- 1 意見公募やアンケートのみならず、市主導の意見交換会やワークショップなどを行い、様々な意見等を聴取し反映させること。
- 2 地元の特色を生かしたランドマークとして魅力あふれる施設にするため、調査研究を進めること。
- 3 子どもから高齢者まで身近に本を感じることができ、人との交流を重視した市民の居場所になるような施設にしていくこと。